

令和5年第1回北海道議会定例会 一般質問 開催状況（出納局）

開催年月日 令和5年2月27日（月）  
 質問者 日本共産党 宮川 潤 議員  
 答弁者 知事、会計管理者兼出納局長

質問要旨	答弁要旨
<p>一 知事の政治姿勢について                      (三) 札幌冬季五輪招致等について                      2 電通との契約等について                      逮捕された大会組織委員会の元次長は、「意中の企業にやらせたい」として、随意契約での発注を提案していました。                      道においても、「電通」関連企業との随意契約が常態化していると伺っております。道と「電通」関連企業との随意契約について、全体像と、その経過、「電通」関連企業が手にした利益は不当なのではないか、など疑惑がふくらみます。                      知事部局で「電通」関連企業との契約実績があったのはどの部か、また、5年間の契約件数、金額を明らかにしてください。                      さらに、プロポーザル方式を含む随意契約件数と割合、落札率をそれぞれお示しください。</p> <p>【再質問】                      一 知事の政治姿勢について                      (三) 札幌冬季五輪招致等について                      2 電通との契約等について                      (1) 契約の実態について                      ただいまの答弁では、知事部局における電通北海道との随意契約の実態が初めて明らかにされました。                      地方自治法においては、一般競争入札が原則とされています。しかし、電通との契約のうち88%がプロポーザルを含む随意契約であり、競争入札による契約は、わずか12%しかありませんでした。                      全国市民オンブズマン連絡会議は、落札率95%以上を「談合の疑いが極めて強い」と定義しています。しかし、知事部局における電通北海道との契約のうち、落札率100%が契約の4割を占めているのはなぜですか。                      プロポーザルにあっては、公募時に予算上限額が示され、この範囲内の企画提案を受けております。また、随意契約を行う際に参考見積を徴することもあると思いますが、予定価格は非公表とされており、一円単位まで同一となる100%落札率がこれだけ多くの割合を占めることは、道民から談合の疑いをもたれかねません。                      プロポーザルを含む随意契約を誰がどのように認め、なぜ予定価格100%の契約金額となったのか、伺います。</p> <p>(2) 契約のあり方の見直しについて                      札幌冬季五輪招致が暗礁に乗り上げていることについて、知事は、東京五輪組織委員会と電通との汚職談合事件の影響があることを認めました。そうであるならば、談合事件の根幹である契約制度のあり方を見直すことは急務であるはずであります。</p>	<p>(会計管理者兼出納局長)                      電通との契約に関しまして、道とお尋ねのありました関連企業との契約実績についてでございますが、平成30年度から令和4年度までの5年間で、総合政策部、環境生活部、保健福祉部、経済部、農政部、水産林務部において実績があったところでございます。                      これら合計につきましては、契約件数が99件、契約金額が約70億2,662万円となっております。うち企画競争、いわゆるプロポーザル方式による契約を含めた随意契約件数は87件で、契約件数に対する割合は、約88%となっているところでございます。                      また、落札率は、100%のものが39件、98%以上100%未満のものが37件、95%以上98%未満のものが6件、95%未満のものが17件となっております。以上でございます。</p> <p>(知事)                      次に、随意契約についてであります。プロポーザル方式を含む特命随意契約は、契約の目的物が代替性のないものや、企画内容を評価するものなど、競争入札に適さない業務を対象としたものであり、発注する業務の内容によっては、契約額が一致する場合もあると考えております。                      また、契約方法については、部局等が業務内容を勘案し、決定することとしており、相手方の選定は、指名選考委員会において審議の上、部局等が決定し契約を行っております。</p> <p>(知事)                      次に、契約のあり方についてであります。道における契約の事務手続は、地方自治法や北海道財務規則などの関係法令等を遵守し、適切に行われていると考えております。                      私としては、今後とも透明性や公正性の確保など、契約制度の適切な運用が図られるよう取り組んでま</p>

随意契約が談合事件の温床になりかねないことが東京五輪汚職事件を通じて明らかになり、より透明性の確保を高めていくうえで、道として契約のあり方を見直すべきではありませんか。お答えください。

**【再々質問】**

プロポーザルを含む随意契約は、あくまで一般競争入札の例外であるはずですが、なぜ電通との契約の約9割が随意契約であり、落札率100%がなぜ4割もあるのか、知事から納得のいく説明はありませんでした。プロポーザル方式では、複数の事業者から企画提案が行われ、最終的に残った事業者と随意契約を結びます。事業者は、公募上限額と同額、あるいは限りなく近い金額を参考見積として提示し、契約に至ります。事業者が提案した金額の妥当性を道自身が精査し、妥当かどうか判断することは容易ではありません。プロポーザル審査会等の議事録を確認しても、金額の妥当性について、意見が付いたものではありませんでした。金額については、ほぼ審査されず、事実上電通北海道の言い値とされる仕組みと言わざるを得ません。プロポーザルを含む随意契約は、緊急性や予定価格が少額である場合に限り認められるべきはずであります。その妥当性も検証されなければ、契約の透明性など到底確保できません。

知事は、契約の事務手続きは適切に行われていると答弁されましたが、その適切さに疑念が生じている以上、より透明性を確保した契約であると証明する責任は知事にあるのではないですか。談合の温床との疑念を払拭することは知事の責務であり、プロポーザルを含む随意契約について、改めて実態を調査し、より競争性と透明性の確保を行い、実態を道民に明らかにすべきではないですか、伺います。

また、随意契約が異常に多いこと、落札率100%が続発していることから、契約のあり方を根本的に見直す必要があるのではないですか、伺います。

います。

(知事)

随意契約等についてでありますけども、道における契約の事務手続きは、地方自治法や北海道財務規則などの関係法令等を遵守し、適切に行われていると考えてます。

今後とも、契約制度の適切な運用が図られるように、取り組んでまいります。